

2019年2月22日

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2.5」認定基準の 改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

No.126「塗料 Version2.5」の適用範囲として引用している JIS 規格について、統合や名称変更等されていることを受け、最新の規格名・番号に整合させる改定を行う。また、2018 年度の新規商品類型提案において、塗料の容器に関する内容を受け、追加の改定を行う。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

2. 適用範囲

表 1 に示す A～I、および K に該当する塗料を適用範囲とする。（塗装現場において希釈して使用するタイプの塗料も含む）ただし、スプレ（エアゾール）タイプは対象外とする。

表 1 本商品類型の適用範囲

対象分類	分類名	名称	規格番号
A	ラッカー	ニトロセルロースラッカー	JIS K 5 53 31
		ラッカー系シーラー	JIS K 5533
		ラッカー系下地塗料	JIS K 553 5 7
B	合成樹脂溶剤系塗料	一般用さび止めペイント	JIS K 5621
		鉛丹さび止めペイント	JIS K 5622
		亜酸化鉛さび止めペイント	JIS K 5623
		塩基性クロム酸鉛さび止めペイント	JIS K 5624
		合成樹脂調合ペイント	JIS K 5516
		鉛・クロムフリーさび止めペイント	JPMS 26
		リン酸塩系さび止めペイント	⇒JIS K 5674
		フタル酸樹脂エナメル	JIS K 5572

		シアナミド鉛さび止めペイント	JIS K 5625
		ジンククロメートさび止めペイント	JIS K 5627
		鉛丹ジンククロメートさび止めペイント	JIS K 5628
		一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	JIS K 5629
		鉛酸カルシウムさび止めペイント	JPMS 28
		アミノアルキド樹脂塗料	JIS K 5651
		塩化ビニル樹脂エナメル	JIS K 5582
		塩化ビニル樹脂プライマー	JIS K 5583
		アクリル樹脂エナメル	JIS K 5654
		構造物用さび止めペイント	JIS K 5551
		エポキシ樹脂塗料	
		エポキシ樹脂系雲母状酸化鉄塗料	JIS K 5555
		タールエポキシ樹脂塗料	JIS K 5664
		建築用ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5656
		鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料	JIS K 5657
		塩化ゴム系塗料	JIS K 5639
		カシュー樹脂塗料	JIS K 5641
		カシュー樹脂下地塗料	JIS K 5646
		アルミニウムペイント	JIS K 5492
		フェノール樹脂系雲母状酸化鉄塗料	JIS K 5554
		エッチングプライマー	JIS K 5633
		建築用耐候性上塗り塗料	JIS K 5658
		建築用ふっ素樹脂塗料	
		鋼構造物用耐候性塗料	JIS K 5659
		鋼構造物用ふっ素樹脂塗料	
		ジンクリッチプライマー	JIS K 5552
		厚膜型ジンクリッチプライマー	JIS K 5553
		アクリル樹脂系非水分散形塗料	JIS K 5670
		安全色採用蛍光塗料	JIS K 5673
C	合成樹脂水系塗料	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	JIS K 5660
		合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー	JIS K 5663
		合成樹脂エマルジョン模様塗料	JIS K 5668
		合成樹脂エマルジョンパテ	JIS K 5669
		多彩模様塗料	JIS K 5667

D	路面標示用塗料	路面表示用塗料	JIS K 5665
E	その他塗料（油性塗料）	油性系調合ペイント	JIS K 5511
		油性系下地塗料	JIS K 5591
F	建築用塗料	建築用塗膜防水材	JIS A 6021
		建築用仕上げ塗材	JIS A 6909
		建築用下地調整塗材	JIS A 6916
		建物用床塗料	JIS K 5970
G	家庭用塗料	家庭用木部金属部壁塗料	JIS K 5962
		家庭用屋内木床塗料	JIS K 5961
		家庭用屋内壁塗料	JIS K 5960
H	粉体塗料	溶剤成分を含まない粉末状の塗料製品	
I	建築工事標準仕様書（JASS） に該当する塗料	水系さび止めペイント	JPMS 21→ JASS 18M-111
J	自動車補修用塗料（別冊参照）	自動車補修に使用する溶剤系・水系塗料	
K	JIS規定外の塗料および工業用塗料	上記A～Jに該当しない塗料および工業用塗料製品	

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する共通認定基準と証明方法

(11) 梱包および容器は、以下のいずれかに該当すること。

- a. リターナブル容器であること。
- b. リサイクル可能な設計として無鉛金属缶であること。
- c. 回収・リサイクルを行っていること。
- d. 紙製またはプラスチック製であること。プラスチック製の場合には、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。また、廃棄時の適正処理を促していること。

ただし、F.建築用塗料のうち建築用仕上げ塗材 JIS A 6909、建築用下地調整塗材 JIS A 6916 および H.粉体塗料などの粉材は本項目を適用しない。G.家庭用塗料はプラスチック製内袋の使用を認めるものとする。

3. 改定日： 2019年4月1日

以上